

戸籍謄・抄本等 郵送交付申請書 (表)

茨城県つくばみらい市長 あて

令和 年 月 日

申請書	個人	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
		氏名		電話番号	(日中連絡が取れる番号)	
		住所	(住民登録地)			
	法人	法人名	Ⓜ (社印)	電話番号	(日中連絡が取れる番号)	
代表者氏名			担当者氏名			
所在地						
必要な戸籍	本籍	つくばみらい市 番地				
	筆頭者氏名	(戸籍の最初に記載されている方)	一部証明氏名	(証明してほしい方) 明・大・昭・平・令 年 月 日		
必要な証明	証明書の種類等 (申請される証明書の項目に☑印を記入してください)				通数	手数料
	戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本 (全部事項証明) <input type="checkbox"/> 抄本 (個人事項証明)				450円
	除籍	<input type="checkbox"/> 謄本 (全部事項証明) <input type="checkbox"/> 抄本 (個人事項証明)				750円
	改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本 (全部事項証明) <input type="checkbox"/> 抄本 (個人事項証明)				750円
	戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 ※本籍・筆頭者氏名は特別な請求の申出のみ記載できます。 <input type="checkbox"/> 謄本・ <input type="checkbox"/> 抄本 ※証明が必要な住所は、どこか、いつ頃の附票か記入してください。 ( )				200円
	<input type="checkbox"/> 受理証明書 <input type="checkbox"/> 届書の記載事項証明 婚姻・離婚・出生・死亡・その他 ( ) 届、 年 月 日届出					350円
	<input type="checkbox"/> 不在籍証明書 ⇒ 別に掲載してある「不在籍証明願」も提出してください。					200円
	<input type="checkbox"/> 身分証明書 ※本人以外が申請する場合は委任状 (自署) が必要です。					200円
	<input type="checkbox"/> 独身証明書 ※本人以外が申請する場合は委任状 (自署) が必要です。					200円
<input type="checkbox"/> その他 ( ) [ 通 ] ※上記以外の証明は事前にお問合せください。						
使いみち・提出先など	① 使いみち <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> 名義変更 (氏変更による手続ぎ等) <input type="checkbox"/> 相続手続 (必要な戸籍の内容や期間が分かっている場合には記入してください。 例. ( ) の相続手続のため、出生・( ) から死亡・( ) までの戸籍 (各 通) ※上記以外の使いみちや必要な証明内容がある場合は、具体的に記入してください。 ( )					
	② 提出先 上記の手続き等のため ( ) へ提出					
同封したもの	<input type="checkbox"/> 定額小為替 円、 <input type="checkbox"/> 普通為替 円、 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 通 (宛先記入) <input type="checkbox"/> 返信用切手 円、 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証・個人番号カード・保険証等)					

(裏)

《戸籍謄・抄本等 郵送交付申請についての注意》

- ◇手数料・・・郵便局で「定額小為替」または「普通為替」を購入してください。  
※為替には何も記入せずに送付してください。
  
- ◇返信用封筒・・・住所（住民登録地）、氏名を記入し、切手（速達や簡易書留等を希望する場合は必要な分の切手）を貼って同封してください。また、申請が法人の場合は、所在地宛に送付します。  
※申請枚数が多い場合は、返信用切手を余分に同封するか、ない場合は着払いで送付いたします。
  
- ◇本人確認書類・・・運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード等の顔写真付きの公的身分証明書や健康保険証等いずれかのコピーを同封してください。  
※健康保険証の場合は、記号・番号・保険者番号にマスキング（覆い隠すこと）をしてください。
  
- ◇疎明資料として提出していただいた資料は返却しません。ご了承ください。
  
- ◇偽りその他不正な手段により、戸籍謄・抄本等の交付を受けたとき、または戸籍の附票の写しの交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条）
  
- ◇ご不明な点は、市民窓口課（谷和原庁舎）へお問合せください。
  
- ◇この申請書は、情報開示請求があった場合、開示されることがあります。